

介護休業給付とは



いっつもお世話になっております。

今回は「介護休業給付」についてです。

「介護休業給付」とは、家族を介護するための休業をした場合に、ハローワークから支給される給付金のことです。

☆ 支給対象者

介護休業開始日前 2ヶ月に、賃金支払日数が 11日ある月が
(2ヶ月以上ある方。(※ 失業手当と同様です！))

☆ 支給要件

- ・ 1ヶ月当たりの賃金が休業前の8割以上支払われていないこと。
- ・ 就業している日数が 10日以下であること。

☆ 支給額

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 40%。

※ 上限 71,720円 ～ 下限 69,600円となります。

上記の他にも、要件が決まっております。

詳しくは当事務所までお問い合わせください。

なお、介護休業給付金の申請は、休業終了後2ヶ月の月末までに

ハローワークに提出する必要があります。

ご確認 よろしくお願ひします。